アール・イー・ジャパン株式会社 検査業務等出張旅費規程

平成 21 年 9 月 1 日制定

- (い) 平成 22 年 1 月 1 日改定
- (ろ) 平成 22 年 3 月 21 日改定
- (は) 平成 22 年 8 月 17 日改定
- (に) 平成 22 年 9 月 10 日改定
- (ほ) 平成 23 年 1 月 1 日改定
- (へ) 平成 23 年 7 月 1 日改定
- (と) 平成23年10月1日改定
- (ち) 平成24年7月1日改定
- (り) 平成24年10月1日改定
- (ぬ) 平成25年4月1日改定
- (る) 平成 26 年 4 月 1 日改定
- (を) 平成28年12月1日改定
- (わ) 平成29年4月1日改定
- (か) 令和元年 10 月 1 日改定
- (た) 令和5年7月1日改訂

(趣旨)

第 1 条 この規程は、アール・イー・ジャパン株式会社(以下「REJ」という。)が実施する確認検査業務、建設住宅性能評価の業務又は、その他の出張を要する業務に係る出張旅費について、必要な事項を定める。(ほ)(ち)(り)(ぬ)(る)

(出張旅費の計算方法)

- 第2条 出張旅費は、受検対象建築物等の建設地にREJから合理的な経路及び方法により出張した場合のものとして定める。(た)
- 2 業務上又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な合理的な経路及び方法によって出張し難い場合には、前項の規定にかかわらず、その現にとる経路及び方法によって計算した交通費等の経費を勘案して別に請求することができる。(た)

(出張旅費)

- 第3条 出張旅費は、REJが経路等を勘案した別表第1及び第2に定める区分に該当する欄の額とする。(ほ)(た)
- 2 一の検査業務について複数の検査業務が係わる場合の前項の算定方法については、当該検 査対象物件を一の検査業務とみなして適用する。
- 3 受検対象建築物等の建設地が別表で定める区分のうち2以上の区分にわたる場合の第1項 の適用はもっとも遠方の区分による額とする。
- 4 別表第1のE及びFの区分は、当該宿泊費実費相当額を加算した額を表示する。(ほ)

5 別表第2の表示額は、消費税額を加算した額とする。(ほ)(を)(わ)(た)

(出張旅費の見直しと改定)

第4条 前条の出張旅費は、適宜見直しを行い改定することができる。

附則 この規程は、平成21年9月1日より施行する。 附則 この規程は、平成22年1月1日より施行する。(い) 附則 この規程は、平成22年3月21日より施行する。(**ろ**) 附則 この規程は、平成 22 年 8 月 17 日より施行する。(は) 附則 この規程は、平成 22 年 9 月 20 日より施行する。(に) 附則 この規程は、平成23年1月1日より施行する。(**ほ**) この規程は、平成23年7月1日より施行する。(へ) 附則 この規程は、平成 23 年 10 月 1 日より施行する。(と) 附則 附則 この規程は、平成24年7月1日より施行する。(ち) この規程は、平成24年10月1日より施行する。(り) 附則 附則 この規程は、平成25年4月1日より施行する。(ぬ) この規程は、平成26年4月1日より施行する。(る) 附則 この規程は、平成 28 年 12 月 1 日より施行する。(を) 附則 附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。(わ) **附則** この規程は、令和元年 10 月 1 日より施行する。(か) 附則 この規程は、令和5年7月1日より施行する。(た)

別表第1 (ろ)(へ)(を)(た)

| 建設区域 | | |
|------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 区分 | 都道府県 | 市町村等の区分 |
| | の区分 | |
| A | 滋賀県 | 大津市、彦根市、近江八幡市、東近江市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、 |
| | | 甲賀市、湖南市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町及び甲良町 |
| | 京都府 | 京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、 |
| | | 木津川市、大山崎町、久御山町、精華町、井手町及び宇治田原町 |
| | 全域 | |
| | 神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、尼崎市、伊丹市、川西市、三田市及び猪 | |
| | 名川町 | |
| | 奈良県 | 一 橿原市、生駒市、大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、御所市、 |
| | | 香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田 |
| | | 原本町、高取町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町及び明日香村 |
| | | 二 奈良市の都市計画区域内 |

| В | 滋賀県 | 一 高島市 | | | | |
|----------|------|---|--|--|--|--|
| | | | | | | |
| | 京都府 | 一 笠置町、和東町及び南山城村 | | | | |
| | | 二 南丹市及び京丹波町 | | | | |
| | 兵庫県 | 加古川市、高砂市、明石市、三田市、小野市、加東市、丹波篠山市、三木市、西脇市、加西市、稲美町及び播磨町 | | | | |
| | | | | | | |
| | 奈良県 | 一 宇陀市、大淀町、吉野町、下市町及び山添村 | | | | |
| | | 二 五條市の都市計画区域内 | | | | |
| | | 三 奈良市の都市計画区域外 | | | | |
| | 和歌山県 | 一 和歌山市、海南市、橋本市、岩出市及び紀の川市 | | | | |
| | | 二 かつらぎ町の都市計画区域内 | | | | |
| С | 滋賀県 | 米原市及び長浜市の都市計画区域外 | | | | |
| | 京都府 | 舞鶴市、綾部市及び福知山市 | | | | |
| | 兵庫県 | 姫路市(家島地区を除く。)、相生市、赤穂市、たつの市、丹波市、淡路市、 | | | | |
| | | 福崎町及び太子町 | | | | |
| | 和歌山県 | 有田市、湯浅町、紀美野町、九度山町 | | | | |
| D | 京都府 | 宮津市及び与謝野町 | | | | |
| | 兵庫県 | 一 宍粟市、朝来市、洲本市、南あわじ市、佐用町、上郡町、多可町、市川 | | | | |
| | | 町及び神河町 | | | | |
| | | 二 姫路市 (家島地区) | | | | |
| | 奈良県 | 一 五條市の都市計画区域外 | | | | |
| | | 二 曽爾村、御杖村、東吉野村、川上村、野迫川村、黒滝村及び天川村 | | | | |
| | 和歌山県 | 一 かつらぎ町の都市計画区域外 | | | | |
| | | 二 高野町、御坊市、美浜町、由良町、広川町、有田川町、日高川町、日高 | | | | |
| | | 町、印南町 | | | | |
| Е | 京都府 | 京丹後市及び伊根町 | | | | |
| | 兵庫県 | 養父市 | | | | |
| | 和歌山県 | 一 田辺市、みなべ町及び上富田町の都市計画区域内 | | | | |
| | | 二 白浜町の都市計画区域及び準都市計画区域内 | | | | |
| F | 兵庫県 | 豊岡市、香美町及び新温泉町 | | | | |
| | 奈良県 | 上北山村、下北山村及び十津川村 | | | | |
| | 和歌山県 | 一 田辺市、みなべ町及び上富田町の都市計画区域外 | | | | |
| | | 二 白浜町の都市計画区域及び準都市計画区域外 | | | | |
| | | 三 新宮市、那智勝浦町、太地町、すさみ町、串本町、古座川町及び北山村 | | | | |
| <u> </u> | 1 | | | | | |

備考 この表に掲げる区域は、令和5年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。(ろ)(た)

別表第2 出張旅費(円/1 検査)(ほ)(へ)(る)(を)(か)(た)

(消費税込)

| 別表第 1 の | A (日当とし | B (日当+交 | C (日当+交 | D (日当+交 | E (日当+交 | F (日当+交 |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 区分 | (ロョと U | 通費として) | 通費として) | 通費として) | 通費+宿泊 | 通費+宿泊 |
| | | | | | 費として) | 費として) |
| 旅費 | 加算なし | 6,900 | 9,500 | 16,500 | 79,000 | 91,000 |